



●街なか公営住宅も公営住宅です！

公営住宅は、公営住宅法で次のように定められています。「国や地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営む住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に低廉な（値段が安い）家賃で賃貸し、又は転貸すること、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められています。住宅に困っている方の頼みの綱（国では、住宅セーフティネットと表現します）との位置付けで、このことが法律上で公営住宅の一番大きな目的となっています。



●金山町独自の施策として整備を進めています！

公営住宅法の目的のほかに、地方創生の関係から町での独自の取組みについて活用できる場合があります。

町の大きな課題に、人口減少への対応が挙げられます。そこで、金山町に住みたくても住めない方に定住してもらったために、迅速な対応ができる施策について考えました。

現状として、民間でも恒常的

に供給される住宅がほぼ無いこと。また、町内に実家はあるものの事情で住むことのできない次男、三男、次女及び三女等の

方の中に、住宅が町内で見つけられず近隣の市町村等に住まれている方がいることから、先ずは、そのような方々から町に定住してもらったためなど、主に子育て世帯向けの戸建住宅を建築することとしました。

併せまして、金山の景観施策の推進や、「金山住宅」の着工減少の観点からも、木造戸建の金山住宅の様式での公営住宅建築を進めることとしました。

●空き家利用でなくなぜ新築なのかお答えします！

町では、空き地や空き家が増加しつつあり、この活用についても検討しています。先ず空き家についてですが、一般の方が所有していることから「一つ一つの家に固有の思いや事情」が空き地以上にあります。また、住宅の性能や管理状況などが全て違い、仮に活用する場合にも

非常に時間がかかります。このことから空き地の活用から進めることにしました。

●建設する費用に国の補助を受けています！

建設費用も限られた予算の中で、できるだけ良い住宅を供給できるよう、また、町の持ち出しをできるだけ少なくする観点から、国の社会資本整備総合交付金を活用しています。

必要戸数についても、現在ある公営住宅の入居状況（平成28年3月7日現在で世帯用はすべて入居中となっています）や経済情勢、災害時の対応等を総合的に勘案し、毎年度ごとに必要戸数を検討し建築しています。併せまして、既存住宅の補修費用や大半が築年数30年以上を経過している住宅であることも考えながら、今後も供給過剰とならないよう建設をおこなっていくこととしています。

環境整備課 建設係

☎ 52-2111 内線274